

2002年6月12日、衆議院厚生労働委員会で中川ともこ委員（社民党）が関大を筆頭とする私立大学の雇用保険未加入問題で質問を行った。

以下がその時の速記録（未定稿）。但し、太字部分は、強調するために教育合同の責任で行ったもの。

平成14年06月12日 衆議院厚生労働委員会速記録(未定稿)

これは、後日発行される正規の会議録の未定稿版です。

後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

発言中の固有名詞または不明瞭発言等で調査・確認作業が終了していない箇所は、原音のまま片仮名で表記してあります。

この未定稿版の御使用に当たっては、正規の会議録と誤って受け取られることのないような形での御使用をお願いいたします。

午後三時五十二分開議

森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中川智子君。

中川（智）委員 社会民主党・市民連合の中川智子です。

（中略）

続きまして、私立大学の雇用保険未加入の問題について質問をさせていただきます。

雇用保険というのは、失業保険からずっとございまして、昭和五十五年に雇用保険ということで制度改正がなされて、この時点からやはり事業者への加入というのが義務づけられました。

ところが、私もびっくりしたんですが、私立大学のいわゆる教員ですね、事務職の方は入っていらっしゃるんですが、教授、助教授、講師の方々が、ほとんどというか非常に大きい確率で雇用保険に入っていないということがわかりました。雇用保険財政というのは破綻状況にある、千四百億の財源で、ことしじゅうぐらいに枯渇するということが言われておりますが、まず最初にこの担当部局の方から、雇用保険の財政が破綻状況にあるという私の認識はそれで間違いがないかどうか、イエスかノーかでちょっと答えていただきたいんですが。

澤田政府参考人 雇用保険の平成十四年度予算におきます積立金残高が一千四百三十七億円ということで、単年度の収支で言えば、十三年度、十四年度も赤であるということがあります。

中川（智）委員 そこで、全国で八万六千人ほどいらっしゃいます大学の先生なんですが、雇用保険に入っていない方が多いということなんですが、そのことの認識は、私の間違いではないでしょうか。お願いします。

澤田政府参考人 私立大学の教員の雇用保険加入状況でございますが、ベースといえますか分母となる数が、雇用保険に加入する必要があるかないかは個々にチェックしますので、マクロ統計からはなかなか難しいのですが、私どもの推計によれば、平成十四年四月現在で、私立大学の短大を含めました教員で雇用保険に加入されている方の割合は二〇%弱というふうに推計をいたしております。

中川（智）委員 これは違法ですよ。事業者は雇用保険に昭和五十五年から入ることが義務づけられていると思いますが、違法状態を厚生労働省はそのまま放置しているということではよろしいんですか。

澤田政府参考人 現在、雇用保険法上、私立大学の教員の方々も当然に雇用保険の被保険者になることが法律上要請されております。私どもも、これまでの経緯はございますが、法律に従って、加入、雇用保険の適用事業場になってもらうように、手続がとられるように、いろいろ、地方労働局等々を通じまして、大学あるいは大学の関係団体等に要請、指導等々は行っております。

中川（智）委員 でも、二十五年近くですよ、二十五年近くが、まあ、五十五年に雇用保険になる前は公立の先生たちと同じようにいわゆる任意ということで加入義務ということの除外規定に入っていたんですが、昭和五十五年からは入ることをずっと指導していて、そしてこの状態ということなのですが、指導していてなぜ今のような状態が野放しになっているんでしょうか。全然進んでいないということに対しての厚生労働省の認識はいかがでしょう。

澤田政府参考人 法律上、適用事業場になりますので、私どもも、実際に、適用の手続がなされるよう、指導等々努力してまいりました。確かに、おっしゃるように、その実績が急速に上がっていないということは事実であります。私学側にもいろいろ言い分と申しますか主張というものがございまして、私どもも、私どもの主張というのを申し上げ、意見のいわば乖離を埋めるように話し合いをしながら努力をしておるといってございます。

中川（智）委員 厚生労働省というか、政府は、平成十三年の十二月、規制改革推進三年計画を閣議決定なさいまして、「雇用保険法は原則としてすべての民間被用者を対象とした制度であり、現在、低い加入水準にとどまっている私立学校教員等については、雇用保険への加入を速やかに促進する。」という閣議決定がありました。

しかし、私立大学連盟の方は、もうこれは厚生労働省に認めてもらっているというような言い分をされておまして、私立大学の教員というのはリストラされたり首になったりすることはないし、雇用保険のお世話になることはないんだと。そして、雇用保険のお世話になることはないのに雇用保険に入るといっては、経済的な、財政からいっても、明らかに損とは言わないんですが、年間二百億ぐらい本当は納めなきゃいけない、ところが、こちらでもらうのは五億ぐらいだから、首にもしないし、そして雇用保険を受け取る人がいないんだから、だから、私立大学は大目に見てくれていいじゃないかという論調ですね。

そうなりますと、大企業だけ、今大企業も倒産する時代ですけども、うちは雇用保険を受け取るような企業経営をしていないから、定年まで大丈夫だから、入りませんというのを認めるようなものですよ。

私立大学の言い分と厚生労働省の言い分、向こうの言い分に対しては納得していらっし

やるんでしょうか。

津田政府参考人 今中川委員が御指摘されました私立大学側の言い分二つ、一つは失業の頻度が低いという点、それから負担とそれに対応した給付が非常にかけ離れている、この二点は、いずれも私どもは容認しておりません。

まさにこの二点とも、保険制度としてはそういうことがあることを前提に保険制度をつくっておりますので、そうした主張については、私どもとしてはそれは認められないということで、ずっと話し合いを必要な場合にはしているということでもあります。

中川（智）委員 この私立大学連盟は、厚生労働省と覚書を交わしているのだというふうにおっしゃっているんですが、そのような覚書というものはございますか。

津田政府参考人 覚言というような行政文書の存在はないものと認識しております。

ただ、私立大学側の御主張として、私立大学の方で個々の学校が雇用保険の適用事業場になるかどうかは学校の判断だということはおっしゃっております。

ただ、その意味は、私立大学の団体として、個々の学校が適用事業場になることは反対しない、こういう意思の表明であるというふうに私どもは理解しております。

中川（智）委員 私立大学連盟の方の主張の文書では、問題や矛盾の多い雇用保険法を強制適用するとの考え方は、むしろ定着した制度、これは私立大学に退職金制度というのがあって、そちらの制度のことなんですが、その安定性を損ない、無用な混乱を引き起こすものとして、到底認めるわけにはいかないというふうな御主張です。

今、厚生労働省としては、話し合いをしているんだと。それが何十年も続いているわけですが、具体的にどのようなところでの話し合いの場で、どれほど積極的に雇用保険への加入というのを勧められているのか、もう少し具体的にお答え願えますか。

坂口国務大臣 先日来、私学連盟の方からもお話を実はちょうだいしているところでございます。

これには長い歴史がございまして、政令がございまして、政令の読み方等によっては除外されるのではないかというようなことも言われた時代もあるようでございます。

現在、私立大学退職金財団、いわゆる財団法人でございまして、ここで退職資金交付事業というのをやりになっていますが、これを公的で法的なものにするというお話が過去に一遍あって、そうしたことがあったために、それじゃそれをやっていただきましょうということになったという経緯があるようでございますけれども、結局は、これが法律上のものにはならなかつたということでございまして、現在、財団法人として存在しているということでございます。

先ほど局長からも答弁しましたとおり、私学連盟の皆さん方の方からは、大学の教授や助教授がもしもそこをやめたとしても雇用保険に厄介になることはない、だからこれは、我々は我々としてこういうふうに行っているんだから、これを認めてほしい、こういうお申し出が先日もあつたわけでございます。

しかし、これは法律事項でございまして、すべての人にお入りをいただくことになっている。先日も文部大臣とお話をさせていただきまして、退職金財団、この財団法人の行っておみえになります退職資金交付事業、このところが、法律としてこれが決定されるということであれば、それは一つのこれで、言ってみれば、私立大学の皆さん方が全部ここにお入りいただくということになれるわけでありまして、もしもできるのならば、それも

一つの方法です、しかし、それができないのであれば、雇用保険にお入りをいただく以外にありませんということをお日も申し上げたところでございます。

私立連盟の皆さん方に対しましても、ひとつそういうふうに文部大臣とお話をいたします、しかし、それがだめなときには、これは雇用保険ということにお入りいただく以外にありませんということをお日も申し上げさせていただいたところでございまして、そうした話し合いを現在進行させていただいているところでございます。近いうちに結論が得られるものというふうに思っております。

中川（智）委員 最近、私立大学でもリストラが始まってきているということをお聞いておりますし、やはりそれは以前の、時代が変わってきたということもあるし、保険というのはみんなやはり支え合っていく、そのような心配がないところでも保険料を払って、互いに、共助というか、ともに支え合っていく保険方式であるならば、五十五年にそのような法的な適用除外という条項がなくなって違法状態で放置されているわけですから、やはり私は、これは法にのっとってやっていくべきです、今回告発をした関西大学は法学部が優秀なところで、法律の先生が違法状態で法律を教えているなんというのは、これはやはり、先生にとってもよくないし、学生にとってもよくないことだと思います。やはり本来あるべき姿で解決していくべきだと考えますので、その成り行き、推移を見守っていききたいと思います。

文部科学省、池坊政務官にもおいでいただきましたので、文部科学にも関連することです、幾つか質問をしたいと思っております。

これまで私立大学退職金財団に対してどれぐらいの補助金を出してきたのか、単年度とできればトータルでもお願いしたいと思います。

石川政府参考人 私立大学退職金財団に対する助成というお尋ねでございますけれども、文部科学省といたしまして、私立大学退職金財団そのものに対しての助成は行っておらないところでございまして、ただ、少しつけ加えさせていただきますと、各私立大学がこの財団に拠出をいたします掛金を対象といたしまして、私立大学経常費補助金で一部措置をしておるということでございます。

なお、その措置額につきましては、平成十四年度で約百四億円ということとなっております。

中川（智）委員 これは何年前から出していらっしゃいますか。そして、ほぼ百億円前後でしょうか。

石川政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま申し上げました助成につきましては、昭和五十七年度から開始をいたしておりまして、五十七年度当時は、この補助額は十五億円でございます。

中川（智）委員 やはりかなりふえてきているということですね。そして、言ってみれば、そこが聖域みたいな形になっていて、独自の雇用保険、雇用保険というか独自の退職金制度をつくっていて、それに百四億円運用という形で使っていらっしゃるわけなんです、このような財団に補助金を、それにも使うということで、一方では雇用保険に入らないという状態を置いておいて補助金を出すというのは、何か対応が矛盾しているんじゃないかと思うのですが、矛盾していないとおっしゃるならば、その根拠をお示しいただきたいと思っております。

石川政府参考人 ただいま申し上げております私立大学等経常費補助金におきますこの財団への掛金の補助でございますけれども、これにつきましては、この掛金といいますか、退職金というものが教職員の給与費の一部である、給与の一部であるということを経済的な考え方といたしまして、退職金を重視するということがやはり私立学校における教職員の待遇の安定と向上につながり、それがまた私立学校の発展につながるということで、こういった観点から助成をしておるものでございます。

中川（智）委員 それでは、文部科学にもう一点。

この財団、私立学校の先ほど申しました財団に、文部科学省からの天下りは何名いらっしゃいますか。

池坊大臣政務官 平成十四年度四月一日現在、財団法人私立大学退職金財団の理事数は十九名でございます。理事の内訳は、現役の私立大学関係者が十六名、私立大学職員OBが一名でございます。文部科学省出身者は、常勤理事一名、非常勤理事一名でございます。監事の内訳は、現役の私立大学関係者が三名でございます。

中川（智）委員 私は、このような財団への天下りだけではなくて、やはり長年このような違法状態を放置してきたというのは、大学の先生に退官してもらうのにはいいかなと思ったりしますが、その実態などは今のところはわからないと思いますが、優秀な方がいろいろ大学で学生に教えるのはいいことかも知れませんが、このような不法な状況を置いておくというのはあってはならないと思いますので、早く決着をつけていただくように要望します。

と申しますのは、雇用保険、いわゆる外国人の先々、外国語を主に教えていらっしゃる在日の外国人の先生に関しては、期限つきで雇用するという形態がすごく多いんですね。三年期限で外国人の先生は雇われている。その間は、雇用保険にも入れない、ほとんど自分で社会保険は入られていて、身分保障がほとんどない状態に置かれています。しっかりとした制度を活用して、外国人の先生方に対しても労働条件をきっちりしていくというのが厚生労働省の指導のあるべき姿ではないかと思えます。これに関しては、また後日質問したいと考えます。

最後に、私立大学の教員以外で、この制度で、雇用保険に加入義務がありながら加入していない、いわゆる組織的に加入していない業種、職種というのがあるかどうかをちょっと伺います。

澤田政府参考人 雇用保険の未適用事業場につきましては、中小零細事業場では少なからぬ数があるかと考えられますが、私立大学のように、いわば業種的にと委員おっしゃいましたが、業種的にまとまって加入していないというような実態につきましては、私どもは承知しておりません。

中川（智）委員 そうしたら、最後に、では大臣に一言伺いたいんですが、クエスチョンでつくづく思ったんですが、防衛庁もひどいし外務省もひどいと思えました。厚生労働省のトップとして、やはりハンセンやヤコブ、いろいろ薬害が繰り返されてきましたが、いわゆる隠ぺい体質みたいなものを温存するようなものはないと思いますが、今回の防衛庁の問題に端を発して、厚生労働省としての教訓など、大臣が思うことがありましたら最後に一言いただいて、質問を終わります。

坂口国務大臣 厚生労働省の中はかなり改善が進んできておりますし、過去の問題につ

きましても、さまざまな問題決着をつけつつあるというふうに思っている次第でございます。

いずれにいたしましても、こうした健康保険法等を御審議をいただいているということでございますので、それに恥じないような内容にしていかなければならないと決意をしているところでございます。

中川（智）委員 終わります。ありがとうございました。